

掲出基準(色彩について) 国道311号屋外広告物沿道景観地区の指導基準

広告面の色彩は、落ち着いたものとし、無彩色及びマンセル表色系による低～中彩度(彩度1～8以内)とすること。

で囲んだ色彩(彩度1～8以内)

有彩色 マンセル色相 (明度4～6)	5R (明度4～6)	5YR (明度4～6)	5Y (明度4～6)	5GY (明度4～6)	5G (明度4～6)	5BG (明度4～6)	5B (明度4～6)	5PB (明度4～6)	5P (明度4～6)	5P (明度4～6)	N (明度10)
A高彩度 (彩度9～14)											
B高彩度 (彩度4～8)											N (明度5)
C低彩度 (彩度1～3)											N (明度0)

モデル屋外広告

東紀州地域における屋外広告物沿道景観地区の指導基準で設置した屋外広告物のモデル



● 広告板
1面の表示面積は10㎡以下
高さは10m以下



● サイン・ポール
1面の表示面積は1.5㎡以下
高さは7m以下



● 広告塔
1面の表示面積は5㎡以下
高さは15m以下



● 管理広告
1面の表示面積は1.5㎡以下
表示内容は必要な文言に限ること



モデル地区イメージ

東紀州地域における屋外広告物沿道景観地区の指導基準で屋外広告を設置したモデル地区のイメージ



問い合わせ先

三重県土木整備部景観まちづくり室 電話059-224-2748 FAX059-224-3270
 三重県尾鷲建設事務所 管理課 電話0597-23-3527 FAX0597-23-2576
 三重県熊野建設事務所 管理課 電話0597-89-6142 FAX0597-89-6152
 平成23年3月発行

東紀州地域における屋外広告物沿道景観地区ガイドライン(概要版) (紀北・紀南・国道311号屋外広告物沿道景観地区)

はじめに

広告板や広告塔などの屋外広告物は、まちの情報を提供し、経済活動の円滑化に欠くことのできないものです。一方、屋外広告物は景観の重要な要素ともなっており、無秩序に掲出されたり、適正な維持管理が行われない場合地域の良好な景観を損なうばかりでなく、落下、倒壊による危険や交通安全上の問題も発生することになりかねません。このため、県では三重県屋外広告物条例を制定し、県内全域で必要な規制を行っています。

東紀州地域は、世界遺産に登録された熊野古道を始めとした豊かな自然や文化の調和する良好な景観に恵まれた地域であることから、地域の主要な幹線道路である国道42号、国道311号を屋外広告物沿道景観地区に指定し地域特性に応じた規制を行うことにより、良好な景観の形成を進めているところです。

東紀州の地域特性を生かした沿道景観を形成していくため、適正な屋外広告物の設置について皆さまにご理解ご協力をお願いいたします。

紀北・紀南(国道42号)及び国道311号の屋外広告物沿道景観地区について



区域

● 紀北屋外広告物沿道景観地区

国道42号の大紀町と紀北町の境から尾鷲市と熊野市の境までの区間。
(当該区間の道路端から100m以内の区域。ただし、家屋連担地域は30m以内の区域)

● 紀南屋外広告物沿道景観地区

国道42号の尾鷲市と熊野市の境から和歌山県境までの区間。
(当該区間の道路端から100m以内の区域。ただし、家屋連担地域は30m以内の区域)

● 国道311号屋外広告物沿道景観地区

国道311号のうち、尾鷲市新矢ノ川橋西から熊野市大泊地内の国道42号との交差点までの区間、及び熊野市立石南から和歌山県境までの区間。
(当該区間の道路端から100m以内の区域)

掲出基準(面積、高さ、比率について)

紀北・紀南屋外広告物沿道景観地区(国道42号)

(1) 指導基準	
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ●野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。 ●広告物表示面に、地場産品の素材等をできる限り使用すること。 ●広告物の色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。 ●識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

(2) 種類	一般の地区の許可基準	維持基準	指導基準	
禁止地域の自家用広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/4以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/5以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/10以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと
	突出広告	1面の表示面積は10㎡以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は10㎡以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は10㎡以下 建物の上端を超えないこと
	屋上広告	建物の高さの1/3以下で かつ高さは7m以下	建物の高さの1/3以下で かつ高さは5m以下 1面の表示面積が15㎡以下	建物の高さの1/4以下で かつ高さは5m以下 1面の表示面積が10㎡以下
	広告板	1面の表示面積は15㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は10㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は5㎡以下 高さは5m以下
	広告塔	総表示面積は40㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は5㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は2.5㎡以下 高さは5m以下
	サイン・ポール	1面の表示面積は5㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は2.5㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は1.5㎡以下 高さは5m以下
広告旗	大きさは2㎡以下	【紀北】禁止 【紀南】禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3㎡以下かつ、他の自家用広告物との合計面積が10㎡以下はこの限りではない)	【紀北】禁止 【紀南】禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3㎡以下かつ、他の自家用広告物との合計面積が10㎡以下はこの限りではない)	

(3) 種類	一般の地区の許可基準	維持基準	指導基準	
許可地域の自家用広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/2以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/3以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/5以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと
	突出広告	1面の表示面積は20㎡以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は20㎡以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は20㎡以下 建物の上端を超えないこと
	屋上広告	建物の高さの2/3以下 もしくは高さは20m以下	建物の高さの1/2以下で かつ高さは10m以下 1面の表示面積は25㎡以下	建物の高さの1/3以下で かつ高さは10m以下 1面の表示面積は20㎡以下
	広告板	1面の表示面積は35㎡以下 高さは10m以下	1面の表示面積は25㎡以下 高さは10m以下	1面の表示面積は10㎡以下 高さは10m以下
	広告塔	総表示面積は70㎡以下 高さは15m以下	1面の表示面積は12.5㎡以下 高さは15m以下	1面の表示面積は5㎡以下 高さは15m以下
	サイン・ポール	1面の表示面積は5㎡以下 高さは7m以下	1面の表示面積は2.5㎡以下 高さは7m以下	1面の表示面積は1.5㎡以下 高さは7m以下
広告旗	大きさは2㎡以下	【紀北】禁止 【紀南】禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3㎡以下かつ、他の自家用広告物との合計面積が10㎡以下はこの限りではない)	【紀北】禁止 【紀南】禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3㎡以下かつ、他の自家用広告物との合計面積が10㎡以下はこの限りではない)	

(4) 種類	一般の地区の許可基準	維持基準	指導基準	
許可地域の一般広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/2以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	一面の表示面積は1.5㎡以下。 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。	一面の表示面積は1.5㎡以下。 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。
	突出広告	1面の表示面積は20㎡以下 建物の上端を超えないこと		
	屋上広告	建物の高さの2/3以下 もしくは高さは20m以下		
	広告板	1面の表示面積は35㎡以下 高さは10m以下		
	広告塔	総表示面積は70㎡以下 高さは15m以下		
	サイン・ポール	1面の表示面積は5㎡以下 高さは7m以下		
広告旗	大きさは2㎡以下	禁止	禁止	

(5) 種類	一般の地区の許可基準	維持基準	指導基準	
禁止地域の管理広告	管理広告	総表示面積は7㎡以下 表示内容は必要な文言に限ること	1面の表示面積は3㎡以下 表示内容は必要な文言に限ること 広告旗は禁止	1面の表示面積は1.5㎡以下 表示内容は必要な文言に限ること 広告旗は禁止
	道標、案内板	1面の表示面積は1.5㎡以下 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。	1面の表示面積は1.5㎡以下 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。	1面の表示面積は1.5㎡以下 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。

※国・地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物については、景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。

国道311号屋外広告物沿道景観地区

(1) 指導基準	
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> ●野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。 ●広告物は地域を特徴づける地場産材等をできる限り活用すること。 ●広告面の色彩は、落ち着いたものとし、無彩色及びマンセル表色系による低～中彩度(彩度1～8以内)とすること。 ●広告面に写真及び電飾は使用しないこと。

(2) 種類	一般の地区の許可基準	維持基準	指導基準	
禁止地域の自家用広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/4以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/6以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/10以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと
	突出広告	1面の表示面積は10㎡以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は3㎡以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は1.5㎡以下 建物の上端を超えないこと
	屋上広告	建物の高さの1/3以下で かつ高さは7m以下	建物の高さの1/3以下で かつ高さは5m以下 1面の表示面積は12㎡以下	建物の高さの1/4以下で かつ高さは5m以下 1面の表示面積は10㎡以下
	広告板	1面の表示面積は15㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は8㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は5㎡以下 高さは5m以下
	広告塔	総表示面積は40㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は4㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は2.5㎡以下 高さは5m以下
	サイン・ポール	1面の表示面積は5㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は2㎡以下 高さは5m以下	1面の表示面積は1.5㎡以下 高さは5m以下
広告旗	大きさは2㎡以下	禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3㎡以下かつ、他の自家用広告物との合計表示面積が10㎡以下はこの限りではない)	禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3㎡以下かつ、他の自家用広告物との合計表示面積が10㎡以下はこの限りではない)	

(3) 種類	一般の地区の許可基準	維持基準	指導基準	
許可地域の自家用広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/2以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/4以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	同一壁面面積の1/5以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと
	突出広告	1面の表示面積は20㎡以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は3㎡以下 建物の上端を超えないこと	1面の表示面積は1.5㎡以下 建物の上端を超えないこと
	屋上広告	建物の高さの2/3以下もしくは 高さは20m以下	建物の高さの1/2以下で かつ高さは10m以下 1面の表示面積は22㎡以下	建物の高さの1/3以下で かつ高さは10m以下 1面の表示面積は20㎡以下
	広告板	1面の表示面積は35㎡以下 高さは10m以下	1面の表示面積は20㎡以下 高さは10m以下	1面の表示面積は10㎡以下 高さは10m以下
	広告塔	総表示面積は70㎡以下 高さは15m以下	1面の表示面積は10㎡以下 高さは15m以下	1面の表示面積は5㎡以下 高さは15m以下
	サイン・ポール	1面の表示面積は5㎡以下 高さは7m以下	1面の表示面積は2㎡以下 高さは7m以下	1面の表示面積は1.5㎡以下 高さは7m以下
広告旗	大きさは2㎡以下	禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3㎡以下かつ、他の自家用広告物との合計表示面積が10㎡以下はこの限りではない)	禁止 (ただし、自家用広告物の総面積が3㎡以下かつ、他の自家用広告物との合計表示面積が10㎡以下はこの限りではない)	

(4) 種類	一般の地区の許可基準	維持基準	指導基準	
許可地域の一般広告物	壁面広告	同一壁面面積の1/2以下 壁面上端及び両側端から突き出ないこと 窓その他開口部を覆わないこと	一面につき1.5㎡以下。 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。	一面につき1.5㎡以下。 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。
	突出広告	1面の表示面積は20㎡以下 建物の上端を超えないこと		
	屋上広告	建物の高さの2/3以下もしくは 高さは20m以下		
	広告板	1面の表示面積は35㎡以下 高さは10m以下		
	広告塔	総表示面積は70㎡以下 高さは15m以下		
	サイン・ポール	1面の表示面積は5㎡以下 高さは7m以下		
広告旗	大きさは2㎡以下	禁止	禁止	

(5) 種類	一般の地区の許可基準	維持基準	指導基準	
禁止地域の管理広告	管理広告	総表示面積は7㎡以下 表示内容は必要な文言に限ること。	1面の表示面積は3㎡以下 表示内容は必要な文言に限ること。 広告旗は禁止	1面の表示面積は1.5㎡以下 表示内容は必要な文言に限ること。 広告旗は禁止
	道標、案内板	1面の表示面積は1.5㎡以下 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。	1面の表示面積は1.5㎡以下 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。	1面の表示面積は1.5㎡以下 表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ること。 地は緑色、文字等は白色に限ること。

※国・地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物については、景観形成指導基準又は景観風致維持基準に準ずること。